

○財務省告示第三百七十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十一年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十一年十一月十日

財務大臣 藤井 裕久

輸出統計品目表第八四四七・九〇号中

「 — | 200 | -- 漁網機 | NO | KG |」を削る。

輸出統計品目表第八四七一・七〇号中

「 — | 400 | -- C D - R O M 装置 | NO |」を削る。

輸出統計品目表第八五一八・一一一号を次のように改める。

8518.22	000	—複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	NO	KG
---------	-----	----------------------------------	----	----

輸出統計品目表第八五二一七・一三一号を次のように改める。

8527.13 | 000 | -- その他の機器（音声の記録用又は再生用の機

器と結合してあるものに限る。）

NO

輸出統計唱皿表第9〇一七・九〇吾や次の如く者也。

| 9017.90 | 000 | - 部分品及び附属品

KG

輸出統計唱皿表第9〇一九・一〇吾由

| 920 | -- 回転速度計

NO

前。

輸入統計唱皿表第〇一〇一・九九吾由

| -- その他のもの

| NO | KG | や

「 | 210 | -- その他もの
| -- にしん（タルペア属のもの）、たら（ガ
ドウス属、テラグラ属又はメルルシウス
属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの
）、さば（スコムベル属のもの）、いわ
し（エトルメウス属、サルディイノプス属
又はエングラウリス属のもの）、あじ（
トランクス属又はデカプテルス属のもの

を

) 及びさんま (コロラビス属のもの)

290 ——— その他のもの

K G
K G

〔 ——— その他のもの

210

—— にしん (タルペア属のもの) 、たら (ガ
ドウス属、テラグラ属又はメルルシウス
属のもの) 、ぶり (セリオーラ属のもの
) 、さば (スコムベル属のもの) 、いわ
し (エトルメウス属、サルデイノプス属

又はエングラウリス属のもの) 、あじ (ト
ラクルス属又はデカプテルス属のもの

) 及びさんま (コロラビス属のもの)

220 ——— ひらめ (パラリクティス属のもの)

K G
K G

290 ——— その他のもの

に

改める。

輸入統計品目表第 110 回・112 号

〔 ——— 300 ——— その他のもの

K G
K G

「

——その他のもの
——そばのもの
——その他のもの

K G
K G

」
に

改めね。

輸入統計 呕皿表紙 1-204・110 吻を次のよう改めね。

1604. 20 ——その他調製をし又は保存に適する処理をした

魚

——卵

——にしん (クルペア属のもの) 又はたら (ガ
ドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属
のもの) のもの

——にしん (クルペア属のもの) のもの

———にしん (ガドウス属のもの)

012 ————その他もの

015 ————たら (ガドウス属、テラグラ属又はメル
ルシウス属のもの) のもの

K G
K G

K G

輸入統計 咄田表第11丸〇11・11丸咲母

019 — — — その他のもの
020 — — その他のもの

K G
K G

「 025 — — — 1 • 1 • 1 • 2 — テトラフルオロエタン

(H F C - 1 3 4 a)

K G

026 — — — 1 • 1 • 1 — トリフルオロエタン (H F

C - 1 4 3 a)

K G

027 — — — 1 • 1 — ジフルオロエタン (H F C - 1

5 2 a)

K G

「 031 — — — 1 • 1 • 1 • 2 — テトラフルオロエタン

(H F C - 1 3 4 a)

K G

039 — — — — その他のもの
— — — — 噴霧器に充てんしたもの

K G

026 — — — 1 • 1 • 1 — トリフルオロエタン (H F

C - 1 4 3 a)

K G

— — — 1 • 1 — ジフルオロエタン (H F C - 1

」 を
に

5 2 a)

041	— — — — 噴霧器に充てんしたもの	K G
049	— — — — その他のもの	K G

改める。

輸入統計昭和表第117011・111印を次のやうに改める。

3702.31	000	— — カラー写真用のもの (ポリクローム)	N O	S M
---------	-----	------------------------	-----	-----

輸入統計昭和表第117011・111印を次のやうに改める。

3702.52		— — 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの		
030		— — — 映画用フィルム	S M	
090		— — — その他のもの	S M	M

輸入統計昭和表第117011・111印

— — — その他のもの

— — — 織のみから成るもの

— — — — 漂白してないもの (マーセライズしたもの) を除く。)

K G

を

022	— — — — その他のもの	K G
029	— — — 他の纖維を混ぜたもの	K G
023	— — — 編のみから成るもの	K G
029	— — — 他の纖維を混ぜたもの	K G

改めぬ。

輸入統計 品目表 第110品目・図11印

021	— — — その他のもの	K G
029	— — — 他の纖維を交えてないもの	K G
090	— — — その他のもの	K G

改めぬ。

輸入統計 品目表 第110品目・図11印を次のとおり改め。

6001.92	— — 人造纖維製のもの	K G
015	— — ポリエスチル製のたてメリヤス編みのもの のうちパイルを切ったもので、政令で定め	K G

る難燃性を有するもの（幅が142センチメ

ートル以上のものに限る。）

K G

—その他もの

—たてメリヤスのもの

—合成纖維製のもの

—再生纖維又は半合成纖維製のもの

—その他もの

—合成纖維製のもの

—ポリエステルのもの

—その他もの

—再生纖維又は半合成纖維製のもの

輸入統計品目表第11・12回

〔――その他もの

—綿製又は人造纖維製のもの

—綿製のもの

—人造纖維製のもの

K G

K G

K G

K G

K G

を

」

「――その他もの
――綿製又は人造纖維製のもの
」に
改める。

輸入統計品目表類	105・106	――その他もの	K G
6105.90		――その他他の紡織用纖維製のもの	
014		――オーブンシャツ、ボロシャツその他これらに類するシャツ	
018		――ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	N O
020		――その他もの	N O

輸入統計品目表類

「――その他もの	N O	K G
016		――合成纖維製のもの
019		――再生纖維又は半合成纖維製のもの
018		――その他もの

改める。

「輸入統詰呴皿表第六 1〇九・九〇呴皿
| 011 | --- 羊毛製又は纖獸毛製のもの
削る。」

「輸入統詰呴皿表第七 111・11〇呴皿
| 010 | -- 金のもの
削る。」

輸入統詰呴皿表第八 111・11〇呴を次のやうに改める。

8422.30
|
| --- 充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用
| の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用す
| るものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその
| 他これらに類する容器の口金取付け用の機械及
| び飲料用の炭酸ガス注入機
| --- 容器成形充てん機
| --- その他のもの
|

NO	KG		
NO	KG		

輸入統詰呴皿表第九 1〇九・111呴を次のやうに改める。

9006. 52

000

—その他のもの（幅が35ミリメートル未満のロ

ールフィルムを使用するものに限る。）

N O

K G